

14. 21-478



1200501160834

21

478



始



#F 3A-51

77

14.2
478

南支那及南洋調査
第七十八輯

南支那及南洋調査第七十八輯

サラワク労働法

臺灣總督官房調査部



例言

一、本書は、一九二七年九月一日付サララク官報を以て公布された蘭領印度労働者保護法 (Netherlands Indian Labourers' Protection) と同年九月十日付を以て公布された労働保護法 (Labour Protection) の全文に、其後の修正を追加し、實務家の参考に資せんが爲めに上梓せるものである。

昭和五年一月

臺灣總督官房調査課

發行所寄贈本



14-25-478

サラワーク労働法 目次

第一編	蘭領印度労働者保護法	一〇
第二編	労働保護法	一〇〇

東京府立図書館蔵本

第一編 蘭領印度勞働者保護法

蘭領印度勞働者保護法

蘭領印度勞働者保護法 目次

勞働者の勞務契約	四頁
前 貸	七
勞働條件	八
勞務契約の終了	八
傭主の義務	二
物品賃銀制	一六
勞働者の保健	一六
住居設備	一七
給 水	二〇
衛生施設	二
病院設備、醫療其他	三
傳染病	五
雜 則	六

罰 則……………二六

検査及報告……………二六

労働者の犯罪……………三〇

労働者に對する犯罪……………三三

労働者の訴願……………三五

保護官の執る訴訟手續……………三六

附 表

第一 契約更新書様式……………三六

第二 當領内に於て蘭領印度労働者に對して支拂へる前貸の四半期報告書様式……………四〇

第三 解雇證明書様式……………四〇

第四 在當領蘭領印度移民登録簿様式……………四六

蘭領印度労働者保護法

一九二七年九月一日公布 一九二八年十一月十六日修正
一九二九年一月十六日修正 一九二九年四月十六日修正

(本令は契約に基づく蘭領印度労働者の雇傭に就き制定したるものなり)

本令は法令N—3號(蘭領印度労働者保護法)と稱す

第一條 本令使用の文字は主文及文脈に矛盾を生ぜざる限り左記の意義を表すものとする

- 一、「一日の仕事」とは一日九時間の労働乃至は第十四條所定の仕事に相當するものを云ふ
 - 二、「勞務契約」とは移民契約又は更新契約を云ふ
 - 三、「危険なる傳染病」とはペスト、コレラ、天然痘其他の病氣にして國王殿下の裁可を経て總務長官の官報布告により本令に據る危険なる傳染病と指定せるものを云ふ
 - 四、「傭主」とは蘭領印度領内に於ける労働を補給すべき蘭領印度政府の免許狀を所持し雇傭の場所に於て労働者を使用する者を云ふ
- 而して自然人たると商館、組合又は會社たるとを問はず後記の規定によりて労働者と勞務契約を締結せるものとする

- 第二項の自然人、商館、組合又は會社の代理人又は支配人をも之に包含するものなり
- 五、「労働者の家族」とは労働者の妻、父母及十四歳以下の實子及養子にして之と同居し生活保證

の全部又は一部を當該労働者によりて得るものを云ふ

六、「保健官」とは保健主務官及保健官の職務を執行する官吏を云ふ

七、「移民契約」とは蘭領印度に於ける労働者が政府官吏の面前に於てサラワク王國內に於て労働すべきことを約する契約なり

其期限は一箇月以上にして又三箇年を超えざるものなることを要す

八、「労働者」とは蘭領印度の亞細亞人にして勞務契約に基づきサラワク王國內に於て労働の目的を以て雇傭せらるゝものを云ふ

九、「労働保護部」とはクチン市の労働保護官の役所を云ふ

一〇、「労働者家屋」とは雇傭の場所に於て雇傭する労働者の住居として使用し又はせんとする建物又は建物の集合を云ふ

前項の目的に對する使用は永久的なると一時的なるとは之を問はず

一一、「判事」とは地方裁判所判事の權限を賦與せられたる官吏を云ふ

一二、「雇傭の場所」とは勞務契約遂行の場所を云ふ

一三、「保護官」とは蘭領印度労働者保護官として本令に基づき國王殿下の任命せる官吏を云ひ之が保護官代理官及補助官を含む

一四、「更新契約」とは移民契約又は繼續勞務契約の満了後一箇年以内に於て労働者が同國內に於て引續き一箇月以上一箇年以内勞務に服すべきことを移民契約又は繼續勞務契約を結べる同一傭主との間に結ぶ契約を云ふ

一五、「現場監督」とは労働者を使用する雇傭の場所に居住し之が直接監督の責に任ずる傭主又は傭主の代理人を云ふ

第二條 第一款 保護官は左記の執行權を有す

(イ) 本令に基づく種々の職務執行に必要な權力の行使

(ロ) 本令に依る労働者の構成したる犯罪の審問及判決

(ハ) 前項の犯罪につき定められたる罰則の行使權

上記の管轄權は適時適所に於て行使することを得

第二款 國王殿下の任命せる保護官代理官又は保護官補助官の駐在せざる「區」に於ては當該區責任官を本令に依る保護官代理官とす

第三款 傭主が蘭領印度労働者保護官代理官又は保護官補助官の判決又は命令に不服なる時は之を受けたる日より二十日以内に保護官に上告すべし

保護官は前項告訴の許否を決定す

第三條 第一款 移民契約を締結せる労働者は上陸港に到着せる時保健官の検査を受くべし

前項の検査により旅行に不適なりと認められたる時は直ちに政府病院に送り當該病院の責任醫務官より旅行に適すと宣告され又は治療不可能若しくは労働に全く不適なりと宣告さるゝまで留置することあるべし

政府病院に送られたる労働者が治療不可能又は労働に全く不適なりとの宣告を受けたる時は保護官は當該労働者の蘭領印度内の出立地に送還することあるべし

第二款 本令に依り政府病院に送られたる労働者に對する診察料並に病院内の扶養處置費及治療不可能又は全く労働不適なる場合に於ける労働者の出立地送還費は當該労働者と移民契約を締結せる傭主より保護官之を回收す

第三款 總務長官の認可を得て保護官は本令による労働者の検査に關する規則を制定し又検査に際して徴すべき料金及政府病院内の労働者の扶養處置費額を指定することを得

労働者の勞務契約

第四條 本令施行の日に於て有効なる勞務契約は施行の日以後尙其效力を持続するものなり

但し本令施行の日より一箇月以内に労働保護部に於て再登記せるものなることを要す

契約に特別規定あるときは當事者は本令の規定による利益に従ひ權利を享くることを得

第五條 本令施行後労働に關し締結せる契約は本令に基づきて爲せるものゝ外は無効とす

第六條 第一款 勞務契約は筆書又は印刷物又は一部筆書又は印刷にて爲すべし

更新契約は附表第一の様式に依るべし

移民契約の場合は蘭領印度政府の認可を経て指定し官報に發布する形式に準據すべし

第二款 勞務契約期間内に労働者が疾病の爲め缺勤を餘儀なくせられたる時は缺勤日數が契約労働に日數の一割を超えざるときは之を出勤日に計算し半額の賃銀を受け契約に基づく各種食糧の支給を受くるものとす

第三款 如何なる場合と雖勞務契約満了後當該契約期間の三分の一以上を超ゆるときは契約は拘束力を失ふ又労働者を雇傭の場所に強制して滞留せしむることを得ず

第七條 第一款 移民契約は労働者及傭主若しくは其文書を以てする代理人が蘭領印度政府官吏の面前に於て調製することを要す

第二款 當領に労働者到着の日より十四日以内に移民契約を保護官に公示し労働者を出頭せしむべし

前項の條件を充したるときは保護官は契約書に氏名の首字を以て署名すべし

傭主が本款の規定に違反する場合は百弗以下の罰金に處す

第三款 更新契約は労働者及傭主若しくは其文書を以てする代理人が保護官の面前に於て調製することを要す

第四款 勞務契約の適法に調製せる副書は傭主より労働者に交付すべし

第八條 第一款 勞務契約の適法に調製せる第三副書は勞働保護部に於て保存し保護官は氏名の首字を以て署名し其正確を證すべし

前項の保護官の署名ありたる契約書は書面の労働者が該契約を調製せる證となるべし

保護官が正確なりとして證明せる契約書の寫しは當該契約の條件の證據として認むべし

第二款 保護官代理官を置く區にありては勞務契約の適法に調製せる第三副書の署名は當該代理官之を行ひ勞働保護部に送達すべし

第九條 労働者が死亡せるときは勞務契約は終了す傭主が死亡するも勞務契約は終了せず

第十條 第一款 勞務契約の解釋に紛争を生じたる時は保護官保護官代理官又は保護官補助官之が裁判に任すべし

第二款 保護官代理官又は保護官補助官の判決に關し紛争を生じたる時は保護官の裁決を仰ぐべし

保護官の裁判は最終のものとする

前 貸

第十一條 第一款 傭主は次掲の債權以外のものにつきては契約労働者より回収し又は賃銀より控除することを得ず

(イ) 勞務契約書面規定の前貸

(ロ) 二十五弗以下の特別前貸

(ハ) 第七十四條に基づき前貸と認められたる金額

第二款 勞務契約書面特定の前貸額又は之に基づく特別前貸は二弗以下の月賦にて償還せしむることを得べし

第三款 労働者が勞務契約を完了し又は第六條第三款に基づき滞留の義務無き期間以上雇傭の場所に滞留したる時は第一款により回収され又は控除さるべき金額は免除さるべく又回収されたるものと看做さる

第十二條 傭主は雇傭の場所の見易き所に計算表を公示し各労働者の傭主に對する前貸の負債額を知らしむべし

第十三條 蘭領印度に於て労働者の締結せる勞務契約記載の前貸の全部又は一部をサラワク王國にて支拂ふ場合には保護官の面前にて之を爲すべし
保護官は前項の支拂を附表第二の様式による登記簿に登録すべし

労働條件

第十四條 第一款 傭主は随意一日九時間労働に代へて之に相當する一定の仕事を指定することを
得

前項の一定の指定には保護官の檢閲を経ることを要す

第二款 傭主は雇傭せる労働者と協定し其完了したる仕事の分量につき協定率により賃銀の支拂を爲すを妨げず

前項の支拂賃率は保護官の檢閲を経ることを要す

傭主は労働者が一日九時間作業するも一定の仕事を終了せざる時は勞務契約に於て定めたる全賃銀の支拂を爲すべき旨契約を爲すを妨げず

勞務契約の終了

第十五條

第一款 勞務契約が其期間満了前に終了し得る場合は本條の規定に依るものとす

第二款 當事者は保護官の認可ある場合相互の同意に依りて該契約を終了せしむることを得

右の場合に於ては其傭主は契約終了の日より三曆月間は該契約上の責務を免がるゝことを得ざるものとす

第三款 保護官は傭主の請願ある場合左に掲ぐる各項の事實檢證の上該契約を終了せしむることを得

(イ) 労働者が其義務を十分に果さざるか該契約又は本令に基づきて課せられたる重大なる義務の履行を怠りたる場合

(ロ) 労働者が三箇月以上の期間に互つて其契約の履行を果す能はざるに至りたる場合

(ハ) 労働者が服従せずして之を改めざるか其職務繼續が不都合なりと保護官が認むるが如き行為を犯せる場合

(ニ) 禁錮刑に處せらるべき犯罪を犯し有罪と決定せる場合

第四款 保護官は労働者の請願ありたる場合次の各項の事實檢證の上該契約を終了せしむることを得

(イ) 傭主が該契約又は本令に基づきて課せられたる重大なる義務の履行を怠りたる場合
 (ロ) 労働者が傭主より甚だしき冷遇又は虐待を受けたる場合

第五款 本條の規定に依りて契約の終了せる場合には保護官其契約を保證すべく必要と認むる場合には傭主の負擔に於て労働者を歸國せしむべきことを命ずることを得

第十六條 第一款 労働者が勞務契約を消却することを得之を希望する時は傭主に願ひ出で保護官の下に同伴出頭又は單獨出頭の要求を爲し自己及自己に依存する成人に對する渡航費及自己に對する現金前貸につき傭主の立換金に相當する金額の支拂を爲すべし

保護官が右支拂を受けたる時は直ちに當該労働者の傭主に右領收の通告を爲すべし

傭主が右通告を受けたる日より一週間以内に労働者の契約消却に反對する至當なる理由を保護官に示さざる時は當該契約は右通告を受けたる日に於て終了するものとする

保護官は契約終了の覺書に裏書を爲すべし

保護官は労働者より領收せる金額は傭主に支拂ふべし

第二款 勞務契約消却の目的を以て要求額を支拂はんとする婦人労働者が他人の監視又は監督の下にありと認めたる時は當該婦人労働者の監視者又は監督者が保護官の文書による同意を得ざる間はサラワク王國外に連出さず且淫賣又は其他の不道德なる目的に充てざる旨の適法の保證

を爲し且又保護官は同時にその要求あり次第監視者又は監督者が當該婦人労働者を保護官の面前に出頭せしむべきことを保證するにあらざれば右金額の受取又は契約の消却を拒絶することを得

第十七條 第一款 労働者が勞務契約により自己及家族の復渡航費を受くる權利ある時は其傭主は自己の負擔にて労働者及其家族を雇傭の場所より渡航費を支辨して歸還せしむべき汽船に送り汽船出帆まで適當に食料居所衣服及醫療を給すべし

第二款 勞務契約満了前又は渡航費を受けて渡航すべき汽船を待つ間に労働者の死亡したる時と雖も契約書中に約束ある時は復渡航費に對する家族の權利は消滅することなし

第三款 本條の規定に違反したる傭主は労働者及其家族の各一人に付二十弗以下の罰金に處す

第十八條 第一款 勞務契約満了せる時は傭主は七日以内に労働者を同伴して保護官の下に出頭すべし

保護官は賃銀支拂に關する契約條件が正當に實行せられたるや否やを見るべし

第二款 結婚せる労働者の何れか一方の勞務契約の満了せる時は他の一方の未了契約期間は夫及妻の間に等分に分ち共同勞務によりて終了せしむべし

第三款 上記に従ひ労働者の出頭したるときは保護官は直ちに附表第三の様式による證明書を勞

働者に交付し當該契約の満了によりて解雇せられたるものなることを證すべし
保護官は前項の解雇を新嘉坡の和蘭總領事に報告すべし

傭主の義務

第十九條 勞働者が移民契約により蘭領印度よりサラワク王國に到着したるときは傭主は直ちに之を保護官に通知し同時に到着移民數、其氏名、性別、年齢、出生地及使役せらるゝ雇傭の場所を報告すべし

第二十條 第一款 勞働者の傭主は本令に基づき附表第四の形式による登記簿を設け雇傭の場所に於ける使用勞働者を登録すべし

第二款 傭主は各勞働者が雇傭の場所に於て前月中に爲したる勞働日數及同日迄勞務契約に基づきて爲したる勞働日數の總計を英語若しくは保護官が必要と認めたるときは爪哇語乃至スンダ語にて記載したる表を揭示し且永久に公示すべし

本項の規定に違反せる傭主は百弗以下の罰金に處す

第三款 保護官は傭主に對し保護官の定むる形式によりマンドル即ち傭主の使用人として勞働者を監督する監督者の登記を爲さしめ適當なりと認めたる場所及方法に於て監督者の寫眞を撮影

せしめ又其複寫を登記簿に添附せしむることを得

監督者が勞働者を虐待せりと認めたる場合は傭主に命じて該監督者を解雇せしむることを得

第四款 第一款の規定に基づく指揮又は命令に違反したる者は五十弗以下の罰金に處す

第二十一條 傭主は毎月十四日迄に前月中に自己の雇傭の場所に於て生じたる勞働者の死亡逃亡又は勞務契約の満了に關する報告書を保護官に提出すべし

前項の報告書の提出を受けたる時は保護官は記載事項を自己の登記簿に記入すべし

第二十二條 第一款 本令施行前に移民契約を締結せる場合は傭主は該勞働者に關する明細書を第二十條及第二十一條の規定に準據して保護官に報告すべし

保護官が前項の報告を受けたる時は之を登記簿に記録し本令に基づく勞働者の場合に於て規定せる方法にて當該勞働者の利益を保護すべし

第二款 傭主が本條又は第十九條第二十條乃至第二十一條に基づきて爲すべき報告を行はざるか又は不正の報告を爲したるときは違反又は怠慢ある毎に百弗以下の罰金に處す

第二十三條 第一款 保護官は隨時文書による命令を以て傭主に一定の日迄に育児室を設置せしむることを得

育児室の位置は保護官に於て任意雇傭の場所内又は其隣接地に指定すべし

育児室の施設は命令書に従ひ三歳以下の幼児の數に基づき保護官の認可を受けたるものなることを要す

傭主は命令書所定數の保姆を雇入るべし

育児室の設置費及維持費は傭主の負擔とす

第二款 育児室は當該幼児の母親又は保護者が作業中常に利用せしむべし

第三款 傭主は自己の負擔にて育児室の幼児に牛乳及米を支給すべし

第四款 保護官は隨時命令書を以て前款に基づきて幼児に支給する牛乳及米の分量及種類を指定することを得

第二十四條 第一款 病氣妊娠其他至當なる原因により保護官より作業不能と診定せられたる労働者は入院する権利を有す

前項の作業不能期間中は傭主は自己の負擔にて食料及衣服を支給すべし

然れども如何なる勞務契約によりても賃銀を受くることを得ず

但し第六條第二款に基づき労働日數に算入し得る日數に對しては此限りにあらず

第二款 婦人労働者は分娩の前後各二箇月間は作業を行はず且本條第三款の規定に依りて計算する出産手當を傭主より受くることを得

分娩の前後各二箇月間を合し之を恩惠期間と稱す

第三款 第一次出産手當は第一次恩惠期間に先だつ六箇月間に當該婦人労働者の得たる賃銀總額の六分の二の割合にて計算す労働月數六箇月以下なるとき亦同じ

第二次以下にありては第二次以下の恩惠期間に先だつ十一箇月間に當該婦人労働者の得たる賃銀總額の十一分の二を以て出産手當とす

第二次以下の恩惠期間と各其先行期間が十一箇月以下なる時も同じ

但し傭主は其労働者に要求せる作業及支拂賃銀以外に關し出産手當を支拂ふの要なし

第四款 婦人労働者は恩惠期間中自己の雇傭の場所若くは本令第四十條に基づくエステートの病院エステート病院無き時は政府病院又は傭主の認めたる其他の場所に居るに非ざれば出産手當を受くる資格なきものとす

第五款 第四款によりエステート又は政府病院に於て費したる期間に於ける労働者の扶養及取扱費及出産手當に關する傭主の負擔の限度は第四十一條及第四十二條に於て之を定む

第六款 婦人労働者は恩惠期間中隨事任意に普通作業又は身體の状態に應じたる軽度の作業を爲すは妨げなし

但し前項の作業に對しては出産手當の外支拂を受くる権利なきものとす

第七款 出產手當は恩惠期間の一箇月毎に二回に等額に支拂を爲すべし
但し出產手當の前拂は之を許さず

第二十五條 第一款 保護官は隨時命令書により備主に命令書所定の期日までに雇傭の場所に學校を設置し労働者の子弟を收容せしむる事を得
學校の設置費及維持費は備主の負擔とす
教員は保護官の認可に従ひ所定數を超過するを得ず

第二款 第二十三條又は本條に基づく命令に違反したる備主は裁判所の判決を経て百弗以下の罰金に處すべし
違反繼續する時は一日に付十弗の罰金を科す

物品賃銀制

第二十六條 法令L—3號(勞働保護法)第五部物品賃銀制に關する規定は之を本令所定の労働者に適用すべし

労働者の保健

第二十七條 備主は自己の雇傭労働者及其家族に對し左記のものを支給すべし

- (イ) 充分にして且適當なる住居の設備
- (ロ) 充分なる良水の供給
- (ハ) 充分にして且適當なる衛生施設
- (ニ) 病院施設及附屬品
- (ホ) 病院内の醫療看護及食事
- (ヘ) 良質藥品の充分なる供給

住居設備

第二十八條 第一款 支給する住居設備は總て衛生上の要求を充し且其周圍は清潔にして衛生的且安全なる状態にある事を要す

第二款 建物の状態又は其四圍の事情が労働者の健康を害し又は安全を脅かす場所に労働者を居せしめたる備主は當該建物内の居住労働者の一人毎に百弗以下の罰金に處す

第二十九條 雇傭の場所に雇傭し又は居住する労働者が同一種族にあらざる時は備主は保護官の指示に従ひ種族別の家屋を支給すべし

傭主は保護官の文書による同意あるにあらざれば一種族労働者の爲に設けたる家屋を他種族の労働者に支給する事を得ず

第三十條 第一款 左記の條件を充すにあらざれば傭主は雇傭の場所又は之に隣接する他の場所に家屋を建設する事を得ず

(イ) 家屋の建設は總務長官の命令に基づきて調製せる設計により且其敷地の性質に従ひ労働者の利用に適すと保護官の認めたるものなる事を要す

用材は設計書中指示のものを用ふべし
結婚者に對しては別室を設くべし

設計圖の複寫は傭主の願出次第無料にて保護官より交付すべし

(ロ) 前記所定以外の臨時家屋の建設許可を保護官より受けたるもの

第二款 第一款に違反して建設し又は占有せる家屋ある時は保護官は傭主に命じて移轉せしむべし

第三款 下水は保健官が隨時命ずべき距離に送ることを要す

第三十一條 凡て家屋は四圍の事情に注意し可及的藪林より遠ざけて建設すべし

家屋の四方二百呎以内は可及的藪林及建物を取除くべし

現場監督は前項空地には塵埃排泄物積蓄を禁じ毎日家屋の掃除を行はしめ家屋内又は其附近の塵埃は掃集して焼却又は埋没せしむべし

前項の義務を實行する爲現場監督は毎日相當數の労働者を選抜すべし

前記の二百呎の空地内に草木を植うる時は家屋の通風を害し又は一般衛生状態を損すと認めたる時は保健官は其植付を禁ずべし

第三十二條 第一款 家屋が其敷地構造規模其他に於て其内に居住する労働者若しくは其他の者の健康に害ありと認めたる時は保健官は此旨保護官に報告し且其執るべき手段に關する自己の意見を陳ぶべし

第二款 前款の報告を受けたる時は保護官は傭主或は現場監督若しくは兩者に命令書を發して命令書所定の期間内に當該家屋の取壊移轉變更又は擴張或は新築せしむることを得

保護官が必要なりと認めたる時は前項命令書中に労働者家屋を移轉せしむべき位置爲すべき變更事項の性質建物の擴張方法及其範圍を指定することを得且家屋の取壊し、移轉、變更若しくは擴張又は新築の行はるゝ迄は労働者又は命令書面記載の労働者數以上の當該家屋内の居住を禁ずる事を得

第三款 家屋が汚損し又は非衛生的若しくは病毒を傳染せしむる状態にありと認めたる時は保健

官は家屋の清潔法白塗又は消毒を命ずることを得

給 水

第三十三條 第一款 労働者が飲料調理乃至水浴に利用する水の供給量は保護官の意見に徴して保護官が一般的に或は各雇傭の場所につきて定むる日給ガロン數を下ることを得ず

第二款 前款の諸目的に供する水の指定量を供給せざりし傭主は其違反日數一日に付百弗以下の罰金に處す

第三十四條 雇傭の場所に於て使用せられ又は居住する労働者の保健上必要なりと認めたる時は保健官は命令書を發し傭主又は現場監督者に雇傭の場所に於ける河川、溪流、運河、水溜池、井戸其他水源より發する水を飲料調理又は水浴に供する事を禁せしむる事を得

前項の場合に於ては絶対に禁止することあり或は命令書に指定せる豫定を爲したる後使用せしむることあり

又同様に傭主又は現場監督者をして水溜若しくは井戸を閉鎖し池を埋立てしむることを得

第三十五條 第一款 雇傭の場所に在る井戸の水を飲料調理又は水浴に供せんとする時に保健官の命令書により命令ある場合は傭主又は現場監督は總務長官の認可せる様式に基づき當該井戸の

全部若しくは一部を保護することを要す

前款の様式の複寫は傭主の願出次第保護官より無料にて交付すべし

第二款 雇傭の場所に在る井戸噴水穴若しくは水溜は成人又は子供に對し危険の生ぜざる様防垣其他の方法を以て確實に防護すべし

第三十六條 家屋内に居住する労働者の使用する水が其分量不充分なるか又は水質不良なりと認めたる時は保健官は直ちに保護官に報告すべし

前項の報告を受けたる保護官は傭主又は現場監督若しくは兩者に命令書を發し一定期間内に給水量を増加し又は改善せしめ又は保護官の必要なりと認めたる如く水の使用に關し豫防手段を執らしむることを得

又前項命令書所定の改善を行ひ又は豫防手段を執る迄は労働者の水の使用を禁止することを得

衛生施設

第三十七條 第一款 下肥の處分方法は本令に基づき總務長官が時々制定し官報に告示する規則に従ふべし

第二款 傭主にして其雇傭の場所に於ける下肥の處分が規定通りならざるを以て保健官より通知

書を受けたるも一定期間内に當該通知書指定の手段を執ることを怠る時は百弗以下の罰金に處す

前項の罰金判決後尙違反の繼續する時は一日に付十弗以下の罰金を科す

第三十八條 第一款 家屋内居住の勞働者の利用する共同便所施設が當該勞働者又は其他の者の保健上危険なりと認めたる時は保健官は直ちに此旨保護官に報告し且之に對し執るべき手段につき自己の意見をも陳ぶべし

第二款 保護官が前款の報告書を受けたる時は備主又は現場監督若しくは兩者に命令書を發し一定期間内に當該共同便所施設の移轉又は構造の變更を命ずることを得
保健官が必要と認めたる時は共同便所の移轉先又は爲すべき構造の變更事項を命令書中に指定することを得

而して移轉又は變更の行はるゝまでは勞働者の使用を禁止することを得

第三十九條 保健官が雇傭の場所に於て使用され又は居住する勞働者の保健上必要なりと認めたる時は命令書を發し備主又は現場監督に共同便所の即時取壊し又は指定方法による消毒を行はしむることを得

而して同様命令書により雇傭の場所一般に消毒劑の使用を命ずることを得

病院設備、醫療其他

病 院

第四十條 第一款 保護官は備主に命令書を發し一定期間内に自己の勞働者の雇傭の場所又はその隣接地に病院を建設せしむることを得

病院の建築費及其後の維持費は備主の負擔とす病院の施設は命令書記載の患者數に應じ既設の病院にありては其收容數を指定し之に對應する擴張又は増加をなさしむることを得

備主は命令書に従ひ有資格醫師を雇入れ當該病院又は其他備主の維持する病院内に居住し之を管理せしむべし

備主は保健官の認めたる適當なる住居施設を當該醫師に支給すべし

第二款 雇傭の場所が二箇所以上あり而かも其位置の關係上患者を一箇所の病院に於て便宜取扱ひ得べきときは各場所の備主は保護官の認可を経て各場所別の病院によらず一箇所の病院を共同に利用することを得

前項の場合に於ては各備主若しくは現場監督は當該病院を自己單獨經營による病院の如く其維持醫師に對する設備食事及藥品の供給検査に關する規則の遵守病院の管理及規定報告書の提出

につき責任を負ふべし

第四十一条 入院當時若しくは入院前七日間迄に雇傭の場所に使用されたる労働者に對しては傭主は入院中の扶養費及處置費を負擔すべし

労働者の家族につきても亦同じ

傭主は前項の諸経費を賃銀より控除し又は其他の方法にて労働者より回收することを得ず但し勞務契約中特約ある場合を除き労働者の入院中の賃銀は支拂ふの要無し

第四十二条 第一款 労働者が政府病院に入院したるときは傭主は官報告示によりて指定せられたる割合により入院中の扶養費及處置費を支拂ふべし

第二款 前款の経費は其金額に拘らず政府病院管理醫務官の訴訟に依り民事裁判所を通じ之を回收すべし

前項醫務官の作製せる證書は傭主の支拂額に對する十分なる證據となるものとす

第四十三条 總務長官が反對の定めを爲さざりし時は雇傭の場所の病院は法令M-7號(醫務法)第一條に基づく有資格の私人醫師をして最小限二週間に一回視察せしむべし

保健官が必要と認めたるときは前項の視察回數を増加することを得

傭主は第一項に對する設備を爲し現場監督が傭主ならざるとき設備不備なる場合は之を傭主に報

告すべし

第四十四条 雇傭の場所又は其近隣に労働者に對する病院の建設及維持を要求せられざるときは傭主は保健官の意見を徵し保護官の各場合に應じて命ずる罹病労働者取扱所を設くべし

傳染病

第四十五条 第一款 常務醫師不在なるか若しくは無きとき現場監督は雇傭の場所に於ける労働者又は其他の者が危険なる傳染病に罹りたる疑ひあるときは直ちに之を隔離すべし

診察の結果其他の者が傳染病に感染したりと思はるゝときは之を留置し監視の下に置き速かに保健官及最寄り政府醫務官に通知し保健官又は其代理政府醫務官の雇傭の場所に到着する迄に應急手段として罹病嫌疑者の居住せる建物に何人も居住することを禁すべし

第二款 本條所定の義務遂行に最善の努力を拂はざりし者は五百弗以下の罰金又は三箇月以下の禁錮に處す

第四十六条 第一款 雇傭の場所に傳染病發生せるときは傭主は若し保健官の命令書により命令あらば公衆及雇傭の場所に雇傭する労働者の保健上遮斷が必要なりと認めたる雇傭の場所に労働者收容所を設けて隔離すべし

隔離されたる者に對する設備並に罹病者の取扱は保健官の指定に従ひ總て自己の經費を以て支辨すべし

第二款 雇傭の場所に於ける労働者が傳染病に罹り又は公共又は雇傭の場所に於ける労働者の保健上隔離して醫療を受けしむること必要なりと認めたる時は隨時保健官は其隔離先を指定し政府醫務官の許可書に依り解放する迄此所に留置することを得

雜 則

第四十七條 第一款 傭主は労働者が醫療を要求するときは雇傭の場所に在る労働者病院若しくは病院無きときは最寄の政府病院に速かに送り保護官又は保健官が時に發する命令に従ひ當該労働者の病院送致に對する手續を行ひ設備をなすべし

第二款 保護官又は保健官或は政府醫務官は傭主又は現場監督に命じ醫療を要求する雇傭の場所に在る労働者を病院に移轉せしむることを得

第四十八條 第一款 監督者又は労働者の一群を管理する其他の者は病氣缺勤の労働者ありたるときは直ちに之を現場監督に報告すべし

第二款 保護官は前款の缺勤事項又は病氣の報告を怠りたる者を罰金に處することを得

前項の罰金は各件に付き五弗を超ゆることを得ず

前項の罰金は被罰者の賃銀より控除することを得

第四十九條 第一款 傭主は勞務契約に指定せる食糧を労働者及其家族に支給すべし

第二款 保護官は自己の判断により労働者に對する食糧供給を免除し之に代ふるに日々食糧買入に足る現金手當の支拂を爲すことを認可することを得

第三款 本條の規定に違反せる傭主は二百五十弗以下の罰金に處す
違反繼續するときは一日に對し五十弗以下の罰金を科す

第五十條 保健官又は保健官の同意を得其意見を徴したる保護官は雇傭の場所に在る労働者の保健上必要なりと認めたるときは隨時命令書を發し傭主又は現場監督に左記の事項を命ずることを得
(イ) 命令書所定の時期に於て一定量の規尼涅を雇傭の場所に在る労働者全部又は雇傭の場所に居住する特定の者に無料にて規則的に服用せしむること

(ロ) 雇傭の場所に在る全部又は一部の労働者に種痘せしむること
(ハ) 命令書所定の時に雇傭の場所に在る労働者の全部又は特定の者に其受くる権利のある食事以外に熱き茶コーヒー又は粥を無料にて支給せしむること

第五十一條 傭主又は現場監督は保護官の認可を得て雇傭の場所に於て遵守すべき衛生規則を作製

し公表することを得

第五十二條 第一款 傭主は資格を與へたる整理者又は其他の責任者をして毎日家屋を巡檢せしむべし

整理者又は其他責任者は家屋が不淨なるか家屋の近隣に塵埃が蓄積しありたる時は現場監督に之を報告し又家屋内の労働者を検査し疾病に罹れりと認めたる者を病院に送致し又は送致せしめ且此旨現場監督に報告すべし

第二款 第一款所定の巡視検査又は其他義務の執行が不充分なりと認めたるときは保健官は直ちに其不満の點を現場監督に通告することを得
右通告を受けたる現場監督は保健官の要求に従ひ當該義務其他を遂行すべき他の整理者又は責任者の任命如何に拘らず指定の設備又は夫以上の設備を爲すべし

罰 則

第五十三條 第二十七條の規定又は第三十二條、第三十六條、第四十條又は第四十四條に基づく命令に違反せる傭主は二百五十弗以下の罰金に處す

違反繼續する時は一日に付更に五十弗の罰金を科す

第五十四條 第三十四條、第三十五條、第三十八條、第三十九條又は第五十條に基づく命令に違反せる傭主は裁判所の判決により二百弗以下の罰金に處す

違反繼續するときは一日に付更に十弗の罰金を科す

第五十五條 第三十二條、第三十四條、第三十五條、第三十六條、第三十八條 第三十九條又は第五十條に基づく命令又は第五十二條に基づく保健官の要求に違反し又は之を拒絶したる現場監督は二百弗以下の罰金に處す

違反繼續するときは一日に付更に十弗の罰金を科す

第五十六條 第一款 傭主又は現場監督が雇傭の場所に在る労働者が醫療を要求したる場合正當の理由なくして之を入院せしめざるときは五十弗以下の罰金に處す

前項の理由は傭主又は現場監督に於て説明することを要す

再犯以後にありては五百弗以下の罰金に處す

再犯以後は各其前犯より二箇年以内に構成せしものとす

第二款 正當の理由なくして第四十七條に基づく命令に違反し又は之を拒絶したる傭主又は現場監督は裁判所の判決により二百弗以下の罰金に處すべし

前項の理由は傭主又は現場監督に於て立證することを要す

違反繼續する時は一日に付更に十弗の罰金を科す

第五十七條 左記の各項の何れかに該當する罰を犯したる僱主又は現場監督は二百弗以下の罰金に處す

(イ) 保護官の指定通りに国籍別労働者家屋を設けざりし場合

(ロ) 第三十條第一款に違反する家屋を建築し又はせしめ或は第三十條第二款に基づく命令に違反し又は之を拒絶したる場合

(ハ) 第三十條第三款若しくは第三十五條第二款に違反したる場合

第五十八條 労働者が第五十一條に基づく保護官の認可を得て雇傭の場所に公表せられたる衛生規則を故意に無視し又は自己の依頼者をして無視せしめたるとき及現場監督又は常任醫師の命に反して自己が入院すること若しくは自己の依頼者の病院送致を行はず又は之を拒みたる時は五弗以下の罰金又は十四日以下の禁錮に處す

検査及報告

第五十九條 保護官は必要と認めたるときは雇傭の場所に赴き雇傭労働者の状態を調査し労働契約の條件が遵守され居るや否やを確め賃銀計算書を取調ぶることを得

前次の目的を達する爲め保護官は僱主に命じて労働者の一部又は全部を連來らしめ全勞務契約書及英文賃銀計算書を提出せしめ所要事項に就き回答を求むることを得

第六十條 本令に基づき總務長官の時々派遣する者は労働者の状態を検査竝に報告し前條に於て保護官に賦與せられたる雇傭の場所入場權及之が検査權を有するものとす

但し前項の場合に於てはその最小限三日前に保護官に通告書を發し置くことを要す

第六十一條 第五十九條及第六十條所定の要求に違反し又は賃銀計算法が不正確又は不完全なる僱主は二百五十弗以下の罰金に處す

違反繼續するときは一日に付五十弗以下の罰金を科す

但し第一項の違反で正確乃至不完全が偶發的なる事の舉證ありたる時は此限りにあらず

第六十二條 保護官は少くとも毎年一回各雇傭の場所に於ける状況につき總務長官に報告書を提出することを要す

前項の報告書は適當なる時期を選び關係雇傭の場所の僱主又は其文書による代理人及海峽植民地の蘭領印度政府代表者に對して公開し検査せしむべし

前項所定の検査人は報告書の複寫を求むることを得

労働者の犯罪

第六十三條 削除

第六十四條 移民契約を締結せる労働者が當該契約を遂行すべき地方及傭主が指定せる雇傭の場所以に出頭せず又は之を拒みたる時及刑法所定の範圍に於ける上記拒絶若しくは怠慢を教唆したる時は刑法第四百九十二條所定の罰則に處す

第六十五條 労働者が正當の理由なくして傭主の下す適法の命令に従はず或は故意に雇傭の場所の管理規則秩序に關する自己の義務を怠りたる時は五十仙以下の罰金に處す

再犯以後は七日以下の禁錮に處す

第六十六條 労働者が正當の理由なくして勤務時間中に雇傭の場所に居らざるときは五十仙以下の罰金に處す

第六十七條 労働を怠り及不法なる缺勤を爲せし日は之を労働日に算入せず且賃銀を支拂ふの要なし

第六十八條 第一款 労働者が傭主と締結せる労働を遺棄し又は遺棄せんとしたるときは刑法第四百九十二條の罰則に處す

第二款 労働者が左記に該當する行爲を爲せしときは其傭主と締結せる労働を遺棄したるものと認む

(イ) 傭主の許可又は正當の理由なくして日曜又は公休日を除き引續き廿四時間以上雇傭の場所に居らざるとき

(ロ) 労働契約遂行に復歸せざる企劃を以てせるものと認むべき事情に於て雇傭の場所を去りたる時

第三款 雇傭の場所又は夫以外に於て労働者が労働を遺棄を企劃せりと正當に認めらるゝ場合には之を以て當該労働者は労働を遺棄を企て居るものと看做す

第六十九條 傭主が労働者を虐待し又は労働契約の條件を充さざる時は前條所定の正當なる理由を認む

第七十條 労働者が労働を遺棄し又はせんとし又は不法に雇傭の場所を去り又は醫療を受け居る者が責任者の許可なくして病院を去り又は去らんとしたる場合は傭主又は労働保護部官吏は令狀無く且警官の助力無くして(警官は助力を要求せられたるときは助力を爲すべきは勿論とす)當該労働者を發見次第逮捕し直ちに之を雇傭の場所又は病院又は警察署に拉致することを得但し當該労働者が他の傭主の下に在る場合は令狀を以て逮捕すべし

第七十一條 前條の遺棄者又は不在者を逮捕する傭主若しくは其他の者は速かに最寄警察署に當該
 労働者を告訴すべし

前項の告訴事項は之を雇傭の場所に備付の帳簿に記入し保護官の検査を受くべし
 保護官が雇傭の場所巡視の際前項帳簿の提出を受けたるときは之に氏名の首字を以て署名すべし
 告訴を受けたる労働者は速かに判事又は保護官の下に出頭せしめその判決を受けしむべし
 但し傭主は判事又は保護官の下に出頭せずして被告を釋放し告訴を取消すことを得

前項の場合には被告は判事又は保護官の下に出頭することを要せざるものとす

第七十二條 労働者が傭主の同意を得ずして本令に基づきて支給せられたる食料品（料理せるもの
 と否とを問はず）を利益を目的として賣却交換又は處分するときは七日以下の禁錮に處す
 而して傭主の同意無きを知りつゝ當該食料を購買交換若しくは受納せる者は二十五弗以下の罰金
 又は一箇月以下の禁錮に處す

第七十三條 労働者に有罪の判決ありたる時は裁判所は其旨勞務契約書に覺裏書を爲し其複寫を保
 護官に送付すべし

保護官が前項の複寫を受理せるときは直ちに海峽植民地に於ける蘭領印度領事代表者に通告すべ
 し

第七十四條 労働者が第七十八條第三款の規定に基づき傭主に現金支拂を命せられたるときは當該
 命令を下せる裁判所は支拂金額を勞務契約書に裏書すべし

前項支拂金額は傭主の労働者に對する前貸と看做し本令規定中前貸に關する規定を適用す

第七十五條 労働者が受けたる禁錮の満期となれるときは刑務所官吏は當該労働者を傭主の任命せ
 る者に引渡し又は傭主の負擔にて警官を附添はしめて雇傭の場所に送還すべし

労働者に對する犯罪

第七十六條 第一款 労働者及其妻の同意を得ずして労働者より妻又は十五歳以下の子供を分離し
 或は刑法に牴觸する分離の教唆を爲したる者は百弗以下の罰金に處す

前項の分離を約せる勞務契約は無効とす

保護官は分離せられたる妻又は子供を直ちに復歸せしむべし

第二款 労働者を勞務又は雇傭より誘出し又はせんとしたる者又は労働者が傭主に對する勞務よ
 り誘出されたることを知りつゝ之を雇傭したる者又は労働者が傭主に對する勞務より其許可な
 くして立去りたるものなることを知りつゝ之を庇護し若しくは隱匿したる者は當該労働者一人
 に付百弗以下の罰金又は一箇月以下の禁錮に處し且當該労働者の傭主に其庇護又は隱匿日數一

日に付一弗宛を支拂はしむべし
 第三款 第二款に示すが如き労働者を雇傭する者は反證を擧げざる限り該労働者が勞務契約の規定に依り其義務を負ふ者たることを知れるものと推定す

労働者の訴願

第七十七條 労働者が傭主若しくは雇傭の場所に於て其事務を代理する者に傭主又は其他の者の虐待又は本令違反につきて監督官に訴へんことを申告するときは其告訴を受けたる傭主又は他の者は四十八時間以内に文書を以て保護官に通知すべし前項の義務を遂行せざりし傭主又は其他の者は百弗以下の罰金に處す

保護官の執る訴訟手續

第七十八條 第一款 保護官が前條の通告を受理し又は傭主又は代理人の労働者虐待若しくは本令の規定違反の訴願を聞きたるとき又は労働者虐待若しくは本令違反が行はれ居ると認むべき十分なる理由あるときは速かに雇傭の場所へ赴き事實を詳細に調査し労働者を直ちに雇傭の場所より連出し又は連出さしめ自己の判断により要すれば調査の終了まで最寄りの警察署又は保護

官が適當と認めたる其他の場所に留置することを得

第二款 前款の調査を遂行する爲め保護官は當該労働者及證人を召喚することを得

第三款 保護官は労働者の訴願を調査したる結果不實なるか又は瑣細なりと認めたるときは當該訴願の詳細を帳簿に記入し之に關する自己の意見の概要を書添ふべし

前項の場合に於ては労働者を二弗以下の罰金に處し賃銀より控除し傭主の下に留置す

第四款 保護官は労働者の訴願を調査したる結果至當なりと認めたるときは其状態に就き必要なる民事或は刑事の訴訟手續を當該労働者の名に於て執るべし

第七十九條 傭主が勞務契約の條件に従ふ事を怠りたるときは判事又は保護官は之に對する罰則を適用すると同時に契約を解除せしむることを得

前項の場合に於ては傭主の前貸回收権は消滅するものとす

契約解除の場合は判事又は保護官は傭主に命じて労働者に對し五十弗以下の賠償を爲さしむることを得

前項に於て契約解除せられたる場合労働者が契約に基づき自己及家族の復航費を傭主に支拂はしむる權利を有するときは之を保留し復航費の支給あるまで傭主の扶養を受くることを得

第八十條 保護官は裁判所に出頭し本令に基づく訴訟に關し自己の意見を開陳することを得

第八十一條 總務長官は國王殿下の裁可を経て時々本令の規定實施に必要な一般總則を制定することを得

前項の制定規則は之を官報を以て公布すべし

第八十二條 前條に基づきて制定公布したる總則に違反したる者は有罪にして百弗以下の罰金又は六箇月以下の禁錮に處す

本令の規定違反の罪を構成せるも別段の罰則なき場合は百弗以下の罰金又は三箇月以下の禁錮に處す

附表 第一

(第七條第三款參照)

契約更新書

契約書番號第.....號

更新契約日一九.....年.....月.....日

勞働者照合番號

氏名	出生地	年齢	體質	出立地	サラワク王國內在住家族員數	摘要
.....

茲に更新契約を爾今傭主なる.....と爾今其勞働者たる.....との間に締結し約定條項を左の如く相定む

第一條

勞働者が傭主の爲めになす作業は法令N-3號(蘭領印度勞働者保護法)所定の勞働者の爲す農業園藝及養樹に關する家内勞働を含む

第二條

(イ) 勞働時間は作業が午前五時半より午後六時迄に行はるゝ時は一日に付九時間以下作業の全部

又は一部が午後六時より午前五時半迄の間に行はるときは一日に付八時間とす

(ロ) 傭主は引續き六時間以上作業せしむることを得ず

六時間繼續作業後は最小限一時間の休養を興ふべし

作業時間には運送警護其他による特別作業時間をも包含し労働者に對する労働賦課に要せし時間及作業場所往復に要せし時間をも算入するものとする

(ハ) 緊急時を除き傭主は(イ)所定の時間以上の労働を要求することを得ず

(ニ) 労働者が自己の判断により又は前項(ハ)に依りて時間外労働を爲したるときは其後の第一支拂日に於て別賃銀の支拂を受くべし

前項の別賃銀は當該作業が午前五時半より午後六時迄に行はれたるときは一時間に付五仙午後六時より午前五時半迄に行はれたるときは一時間に付六仙の割合にて計出す

(ホ) 傭主は保護官指定の方法により時間外労働を爲したる日及其長さを記録し其毎月報告書を保護官に提出すべし

第三條

(イ) 傭主の支拂ふべき労働者賃銀は一日男子三十仙女子二十五仙と定む

(ロ) 賃銀の支拂は傭主の判断により月拂二週間拂週拂日拂の何れかに依ることを得

但し月拂なるとき労働者の要求ある場合は賃銀の一部を二週間毎に支拂ふべし

(ハ) 前記賃銀は労働者の作業が日程作業又は請負作業なる場合の計算の基礎となるものとす

(ニ) 契約書所定の休日又は祭日の賃銀及労働者自身の過失にあらすして作業不能なる日の賃銀は傭主に於て之を支拂ふことを要す

(ホ) 労働者が病氣の爲め入院せる日の賃銀は受くることを得ず

但し本契約書所載の食糧表所定の無料食糧又は法令N—3號(蘭領印度労働者保護法)第四十九條第二款所定の之に代る手當は受くることを得

(ヘ) 傭主は政府に納むべき労働者の免税に對し責任を負ふべきものとする

第四條

傭主は労働者に對し十弗の前貸を爲すべし

前項の前貸は保護官の執務所に於て保護官又は其代理官の面前に於て爲すべし

第五條

(イ) 傭主は下記の各日に於ては労働者に作業せしむることを得ず

(一) 國王殿下誕生日 (一日間)

(二) 爪哇新年 (三日間)

(三) 各曆月中第一日及第十五日

(ロ) 傭主は下記各項の場合に於ては婦人労働者に作業せしむることを得ず

(一) 月経開始期の二日間

(二) 流産による作業不能期間

(ハ) 傭主は(ロ)所定の期間は労働者が入院せざる場合にありても之を罹病日と看做すべし

前項の場合に於ては労働者は法令N—3號(蘭領印度労働者保護法)第六條第二款所定の利益を享受するものとす

第六條

(イ) 傭主は労働者及其妻並に子供に對し下記の食糧を毎日支給すべし

食糧表 (一人分)

米	一封度半
魚(生魚又は鹽漬)	六オンス
野 菜	六オンス
タマリンド	一オンス
洋 葱	一オンス

調味物 一オンス

鹽 半オンス

古き椰子油 一オンス

プラチャン 一オンス

青薬味蕃椒 一オンス

生ココナツト 一オンス

砂 糖 一オンス

茶 一オンス

右に代ふるに法令N—3號(蘭領印度労働者保護法)第四十九條第二款所定の手當を以てすることを得

(ロ) 労働者の子供には移民契約書所定の食糧を毎日支給すべし

第七條

労働者が死亡したる場合は傭主の負擔にて相當の葬儀を營むべし

第八條

労働者は傭主の割當てたる施設を清淨且適當なる状態に維持し當該施設の目的に従ひて之を使用

すべき責任を有す

第九條

- (イ) 労働者は契約書に調印するに當り當該契約の満了後も一箇年以内は労働中のものに準じて自己及妻並に子供の傭主の負擔による渡航權を留保し蘭領印度内の自己の出立地への送還を要求することを得
- (ロ) 労働者が肉體的に労働不能繼續する場合は勞務契約の満了に先だちて傭主の負擔にて本國に歸還することを得
- (ハ) 傭主は労働者が契約を満了し歸還の爲め船待を爲す間は労働者及其妻並に子供に對し無料にて住居設備食料醫療要すれば衣服をも支給すべし

第十條

労働者が契約期間中又は契約満了後一箇年以内に死亡せる場合は傭主は其妻並に子供を契約満了時に第四條(ハ)及(ニ)に従ひ妻の出立地迄の歸還費を無償にて支給すべし
 但し前項の復航費は當該労働者の妻に於て労働者の死亡後三箇月以内に請求することを要す
 右證據として契約當事者は契約當日茲に夫々署名す

労働者氏名

署名又は捺印

傭主の署名

.....

右は署名調印終了後本官の許に提出あり一九.....年.....月.....日労働保護部の帳簿に登録せり

蘭領印度労働者保護官署名

.....

附表 第二

(第十三條參照)

當領内に於て蘭領印度労働者に對して支拂へる前貸の四半期報告書

蘭領印度内の契約書署名地別の件報告書

労働者氏名

性別

年齢

出立地

契約日及契約番號
備主氏名
支拂既濟前貸金額
支拂日
支拂見證官吏氏名
雇傭の場所
摘要

右は一九……年……月……日に終る四半期間にバタビアより當國に到着し蘭領印度内に於て締結せる契約書に基づく蘭領印度労働者に對する支拂既濟前貸に關する報告にして眞實且完全なることを證す

……年……月……日 蘭領印度労働者保護官

附表 第三

(第十八條參照)

下記蘭領印度労働者を備主が本日本官の面前に於て解放し且金額……
……弗の貸銀殘高の支拂濟(※且當該労働者及其家族の歸還費をも手交せるもの)なることを證す

……年……月……日

蘭領印度労働者保護官

※括弧内は労働者が前備主と更新契約に入りたるときは省略す

氏名
性別
年齢
支拂既濟賃銀殘高
労働者家族員數
渡航汽船名
當國出發日
到着地
契約日契約場所及契約番號

摘要

本證は新嘉坡の蘭領印度政府領事代表者の署名を得て通券として使用することを得

附表 第四

(第二十條參照)

在當領蘭領印度移民登錄簿

番	氏	性	年	出	家	到	備	雇
號	名	別	齡	立	族	着	主	備
				地	員	日	氏	の
					數		名	場
								所

受取前貸金額
 契約證書調製日及其場所
 契約満了日
 出發時の家族員數
 當領出發日
 死亡日
 逃亡日
 訴願の場合保護官の當該帳簿との照合
 契約日契約場所及契約書番號

摘要

第二編 勞働保護法

第二編 労働保護法

労働保護法 目次

第一部	一頁
第一章 官吏に関する規定	三
第二章 現行法令及口約等に関する規定	四
第二部 移民に関する規定	五
第三部 労働契約	三
第一章 口約	三
第二章 雑則	一五
第四部 家僕	二
第五部 物品賃銀制	二
第六部 雇傭の場所に於ける労働者の健康	二四
第七部 労働者雇傭に不適當なる場所	二五
第八部 労働者に對する犯罪	二七
附則	二九

勞 働 保 護 法

一九二七年九月十日公布
一九二八年十二月十六日修正

一九二七年十二月十六日修正

(本令は現行労働保護に関する法令を補修するを目的とす)

本令は法令L—3號(労働保護法)と稱す

第一部

第一條 本令は之を國內及國外の雇傭契約成立の場所に於ける労働者及傭主に適用す

但し本令第五部の規定の適用を受くべき法令N—3號(蘭領印度労働者保護法)所定の労働者及法令I—1號(印度人移民法)に準據すべき労働者は之を除外す

第二條 本令中使用の文字は主文及文脈に矛盾を生ぜざる限り下記の意義を表すものと知るべし

一、「前貸」とは其の外國内、船内或は當國內何れに於て爲せるを問はず豫め給與せる扶養、衣類並に現金及他國より當國內への移民輸送諸掛を包含す

二、「口約」とは本令に基づき口頭にて爲せる従業約束を云ふ

三、「契約」とは文書を以て爲せる約定にして其期限一箇月以上なることを要す

四、「債主」とは後文に規定するが如き移民の爲めに前貸を爲したる者及當國內に於ける其代理人

を云ふ

五、「家僕」とは御者、馬丁、自動車運轉手、園丁、水運搬人、其他家屋、厩又は庭園の労働者にして公共又は私人の住居又は飲食店に雇傭せられ又は服役關係あるものを云ふ

六、「傭主」とは個人若しくは團體にして労働者と契約關係を結び之が正當なる代理人又は支配人たるものを云ふ

前項の團體にありては其法人なると否とは之を問はず

七、「保健官」とは保健主務官を云ひ其他國王殿下の保健官又は保健副官として公式任命せる官吏を含む

八、「移民」とは亞細亞人にして(サラワク國民、一、二等船客及同家僕、船内労働者を除く)他國より當國港に向ひ航行中なるか又は到着後一箇年以内なるもの又當國內の一港より他港に來りたる者と雖他國より該港に來れる船舶によりて到着上陸後二箇月未滿なる者を云ふ

九、「移民船」とは移民輸送船を云ふ

十、「負債を負へる移民」とは渡航費及前貸の債務を負へる移民を云ふ

十一、「労働者」とは亞細亞人工匠、農耕に従事する下僕及自ら手作を爲すか又は之等を補充し監督せしむる目的に雇傭せる其他の亞細亞人を云ひ前に規定せる家僕を含まず

十二、「労働保護部」とはクチン市の労働保護官の執務所を云ふ

十三、「船長」とは船を管理する者を云ふ

十四、「醫務官」とは本令に基づく醫務官たる資格を證明すべき法令M—1號(醫務)第一條にて特定せる免狀、學位又は許可證を所持する者を云ふ

十五、「渡航費」とは反對給付を得ずして供給せる渡航費額を云ふ

十六、「渡航費及前貸」とは前貸を含むことなき渡航費及渡航費を含むことなき前貸を云ふ

十七、「雇傭の場所」とは傭主の爲め労働に従事する場所を云ふ

十八、「港務官」とは海員監督官又は其代理官を云ふ

十九、「保護官」とは労働保護官として本令に基づき國王殿下の任命せる者を云ふ之が代理官及補助官を含む

二十、「船舶」とは權を以てすると其他の手段を以てするとを問はず水上にて旅客輸送に使用するものを云ふ

第一章 官吏に關する規定

第三條 第一款 保護官代理の任命なき區にありては該區責任官を本令所定の保護官代理とす

第二款 傭主にして労働保護官代理又は労働保護官補の爲せる判決又は命令に不服なる時は該判決又は命令を受けたる日より二十日以内に労働保護官に告訴すべく該保護官は右判決による告訴の許否を決定すべし

第四條 總務長官は本令に基づき國王殿下の裁可を経て官吏の義務に關する制規を制定する事を得

第五條 保護官は總務長官の時々指示する形式及科目に互り自己の職務執行に關し國王殿下に報告書を提出すべし

右報告書の複寫は之が關係行政管區理事官に送達すべし

第二章 現行法令及口約等に關する規定

第六條 他法令の規定に基因する傭主の義務及債務又は政府官吏に賦與せられたる權力は本令によりて制限されることなし

第七條 本令施行の日に於て有效なる口約及契約は期限満了迄有效なるも其期限一九二八年八月三十一日迄に満了せざるものときは同日より其效力を失ふ

而して口約及契約中特定規定により當事者は本令の規定に基づく利益に従ひ之を受くるの權利を得

第二部 移民に關する規定

第八條 總務長官は左記の權限を有す

- (イ) 移民検査の目的を以て當國內任意の港に検査所を設置すること(以下之を検査所と稱呼す)
- (ロ) 負債を負へる移民抑留の目的を以て當國內任意の箇所に抑留所を設置すること(以下之を留所と稱呼す)

第九條 第一款 總務長官の官報告示によりて指定せる港及場所以外に移民は上陸又は入國することを得ず

右の場合と雖も保護官又は其下級官吏の認可を受くることを要す

第二款 船長が第一款の規定に反し移民を上陸せしめ又は上陸を許可したる場合は移民一人に對し五十弗以下の罰金に處す

第一款の規定に反して上陸せる移民を出したる船の船長は反對の確證を擧げざるときは該移民を上陸せしめ又は上陸を許可したるものと推定す

第十條 移民船が他國港より當國の一港又は二港以上に向け發航したる時は該港に於ける該船代理者又は受託者は其到着推定日若し可能ならば到着時刻及上陸せしむべき移民數を豫め保護官に通

告すべし

第十一條 移民船は第九條所定の港の信號掲揚地點内に入れる時は本令所定の信號を掲揚することを要す

第十二條 移民船長は當國港に到着したる時は第十四條所定の官吏の乗船あるまで移民の上陸せざる様注意すべし

第十三條 正當の理由なくして第十條又は第十二條の規定に違反せるものは二百五十弗以下の罰金に處す

第十四條 第一款 當國港に移民船の到着したる時は港務官は直ちに之を保護官に通告すべし
前項の通告ありたる時は保護部官吏は乗船すべし

前項所定の官吏の乗船を見たる時船長は輸送移民氏名表及移民に關する左記の諸報告を爲すべし

一、渡航費の支拂狀況

一、乗船地點

一、航海中の移民の健康狀態

一、出發時又は航海中に於ける輸送移民の死亡又は不在

一、其他本令又は法令W—1號(婦女子保護法)の規定に基づき船長の當然爲すべき報告
第二款 船長が故意に第一款の規定に反し又は氏名表及び報告につき虚偽を知り或は虚偽と知るべき當然の理由ある事項を以て眞實となし又は本令に基づき官吏の正當に爲す質問に對して答辯を拒みたる時は其場合に應じ刑法第七十六條、第七十七條及第七十九條に照して罰せらるべし

第十五條 第一款 左記の者を除き移民上陸濟までは移民船と通交することを得ず

勞働保護官

保健官

港務官

警察署長

以上の官吏の下級官吏

但し本令の規定に基づきて乗客又は郵便物又は移民を上陸せしむるを目的とするものは此限りにあらず

移民は本令所定の規定又は規則によるに非ざれば上陸し又はせんとすることを得ず

第二款 第一款に反し移民船と通交し又はせんとしたる者又は本令に反して上陸し又はせんとし

たる移民及本令の規定に反して移民の上陸を幫助し又は教唆したる者は五百弗以下の罰金に處す

罰金の支拂を履行せざる者は六箇月以下の禁錮に處す

第十六條 保護官下級官吏は到着移民船に乗船せる時は總ての又は如何なる移民をも検査所に轉移せしむべし

移民の検査所に到着せる時は保護官下級官吏は直ちに之を検査すべし

前項の検査事項は左記のものとす

一、渡航費の支拂狀況

一、移民の受けたる前貸

一、渡航費及前貸返還の約定

一、移民の年齢及其勞働に對する適否

一、本令又は法令W—1號(婦女子保護法)の規定に基づく其他の事項

第十七條 本令に基づく検査により渡航費及前貸の負債移民たること判明したる時は債務返還に關し保護官の満足する如き約定を締結する迄は抑留所に留置す

但し移民の保護官に對する意思表示なきときは債務支拂後に於て又は十日以上留置することを得

す

移民は渡航費及五十弗を越ゆる前貸に基因する負債の支拂手續は保護官の同意を俟つべし

第十八條 負債を負へる移民が債主の雇傭を離るゝ時は其負へる債務は債主の住所にある民事裁判所に於て回収すべし

但し前項の要求債務額は渡航費及前貸を包含し五十弗を超えざるものなることを要す

第十九條 第一款 本令の規定に基づく検査の結果又は自己の負債返還につき保護官に對し満足なる手續をなさざる前に負債を負へる移民が疾病又は身體上又は精神上の缺陷あり又は疾病輕微なるも勞働不能なりと認めたるときは保護官は之を政府病院に送り診斷治療することを得

此場合第三款所定の場合を除き病院醫務官の左に掲ぐる何れかの宣告を爲す迄は債主の負擔に於て病院に留置す

(イ) 其後の経過により一般勞働又は或種の勞働或は或場所の勞働に適すと宣言ありたる時は保護官又は保護官指定の者に引渡さるべし

引渡以後は本令に基づき保護官監視の下に抑留所に留置せらるゝことあるべし

(ロ) 全く治療不可能なるか又は當國內の勞働に全く不適當なりと宣言せられたる場合は此旨を保護官に通告すべし

右通告を受けたる保護官は速かに該移民を出立地に送還すべし

前項の移民送還費は債主の負擔とす

第二款 検査の時又は前記の場合に於て負債を負へる移民の年齢十六歳以下又は四十五歳以上なること判明せる時は該移民は出立地に送還せらるゝことあるべし

前項の移民送還費は債主の負擔とす

第三款 第一款に基づき政府病院に送られたる負債を負へる移民にして病院監視の醫務官より施行差支へなしと認められたる時は債主の希望により債主の負擔を以て本國に送還することを得

第二十條 第一款 検査所に行くことを拒み又は怠りたる移民及検査所に於て保護官吏の検査を拒み又は受けざる移民及検査前に脱走し又はせんとしたる移民は處罰す

警察官又は保護官の認可せる官吏は前項の移民を逮捕し之を検査所又は保護官の執務所に拉して抑留し後に保護官に引渡すべし

第二款 本令の規定に基づきて指命せる病院又は抑留所に行くことを拒み又は怠りたる負債移民又は保護官の認めたる官吏の許可なくして抑留所を脱し又は脱せんとし又は醫務官の許可なくして病院を脱し又は脱せんとしたる負債移民は處罰す

警察官又は保護官の認可せる官吏は前項の移民を逮捕し之を抑留所又は保護官の執務所又は警

察所に拉して抑留し後に保護官に引渡すべし

第三款 本條所定の罪を犯し又は之を幫助したる者は二十五弗以下の罰金若しくは一箇月以下の禁錮に處す

第二十一條 本令所定の場所に行くことを命せられたる移民又は所定の場所に抑留せられたる移民をして夫々法定の場所以外に行くこと及法定の場所より脱走することを勸誘し若しくは教唆し又はせんとせる者は五十弗以下の罰金又は犯罪の原因たる移民一人につき七日以下の禁錮に處す

第二十二條 移民船によりて本國に到着せる移民にして渡航費及前貸の債務を負へる者が保護官吏の許可なくして本令に基づきて設置せる場所以外に入込みたりと信すべき理由ありたる時は保護官又は其部下にして保護官の書面により權力を賦與せられたる官吏は其疑ある家屋船舶其他の場所を搜索することを得

前項の搜索により脱走移民を逮捕せる時は第十六條所定の検査を行ふ爲検査所に拘留すべし
保護官又は保護官吏にして本條項所定の搜索を執行中脱走移民の負債に關する書類を發見したる時は當該官吏は之に關する所期の審査目的に供すべき必要ありたる場合は押收することを得

第二十三條 前記の検査の結果渡航費及前貸の負債なき場合移民は直ちに検査所を立去ることを得

第二十四條 前記検査の結果移民が詐欺によるか或は作業、運賃又は其他の條件に關する虚偽表示

によりて當國に渡航せしめられたりと思惟する時は保護官は事情を調査し異議至當なりと認むる時は移民を解放するか若しくは第十九條に基づく當國內に於ける勞働不適當者として取扱ふべし

第二十五條 負債移民にして検査の結果當國到着時に返還者を見出す約束を以て渡航費及前貸を得たること判明したる場合其約束を果すこと能はざるに至れる時は保護官の裁斷により該移民を解放することを得

第二十六條 検査の結果當國內に到着後勞務契約締結の約束を以て渡航費及前貸を得たるものは保護官は自己の裁斷により左の處置を爲すことを得

- (イ) 債主の負擔にて出立地に送還せしむ
- (ロ) 解放す

第二十七條 第一款 本令の規定に基づき債主の負擔を以て移民を出立地に送還し又は第十九條の規定に基づき病院に送る時は總ての手續は保護官之が取扱に任ずべし

前項の移民送還又は入院せしむるに要し及之れに附隨せる費用は保護官駐在地の民事裁判所を通じ該移民の債主より回収すべし

右費用額に關する保護官作製の證書は充分なる證據を爲すものなり

第二款 前項の移民は出立迄債主の費用を以て抑留所に居ることを得

第三部 勞働契約

第一章 口 約

第二十八條 口約期限は一箇月以下或は三十日以下の勞働日數或は特定作業の完了を以て定むることを得

第二十九條 第一款 口約に基づく勞働者の賃銀は當該口約満了時に之が支拂を爲すべし

但し口約當事者に於て第二十八條に基づき新契約に入る時は前口約による賃銀は之が満期後左記に従ひて支拂を爲すべし

(イ) 勞働者が回教徒なる場合は第二木曜日迄

(ロ) 勞働者が回教徒ならざる場合は第二土曜日迄

第二款 反對の約定ある場合を除き口約の終了は協定期限の最終日、特定勞働日を以て定めたる時は其終了の日、特定作業を以てしたる時は其完了期とす

但し一箇月以下の口約當事者は第三十條に基づき相手方に豫告をなすに非ざれば當該口約満了時に於て之と同期限同條件を以て更新したるものと看做すべし

第三款 反證なきときは口約期限は一箇月と看做すべし

第三十條 第一款 時間を以て契約期限を定めたる口約当事者は其相手方に口約解除の豫告をなし其期限満了と共に口約を解除することを得

口約により別段の定めなきときは通知の期間は口約期間と同じ長さを以てす
但し如何なる場合も通告期間は一箇月を越ゆることを要せず

第二款 前款豫告は口頭を以てするも書面を以てするも又何時之を爲すも差支へなし
豫告を爲したる日も豫告期間中に算入す

第三款 豫告を爲したる時は豫告期間満了と共に労働者に全賃銀の支拂を爲すべし

第三十一條 口約当事者は豫告期間に生ずべき賃銀の全部を相手方に支拂ふ時は豫告せずして口約を解除することを得

第三十二條 第一款 口約当事者間に於て口約に基づく賃銀又は労働者又は其爲に爲せる前賃額に關し紛議を生じたる場合は各当事者は之を民事裁判所又は保護官に提起すべし

此場合裁判所又は保護官は相手方をして通告に代り三十日以下の賃銀を支拂はしむべし
又三十日分の賃銀額を超えざる未済前賃の即刻返還又は之が月賦拂又は全額の六分の一以上の支拂を命ずべし

第二款 本條に基づき命せられたる前賃の支拂を怠るときは十四日以下の禁錮に處す

第二章 雜 則

第三十三條 第一款 支那人労働者にありては一九二八年八月三十一日以後其他労働者にありては一九二七年八月三十一日以後は一箇月又は労働日三十日を超ゆる労働協定を締結することを得ず労働契約亦同じ

本條に違反する協定又は契約は無効とす

第二款 成人男子にありては賃銀一日五十仙以下、成人女子にありては一日三十五仙以下の労働協定を締結することを得ず

本條に違反する協定は無効とす

第三款 本令施行後支那人労働者の参加し又は締結せる契約は其期限三百日を超ゆることを得ず
當該契約中の特定條項に従ひ当事者は本令に基づく利益に従ひて権利を得ることを得

第四款 本令施行前に於て適法に締結せる勞務契約の効力は第一款及第二款により制限を受くる
ことなし

但し一九二八年八月三十一日に於て當該契約尙満了せざるときは本令第一部第七條に基づき無効とす

第三十四條 別段の定めある場合を除き年齢十六歳以下の男子又は女子は本令所定の口約を締結する能力なきものとする

第三十五條 第一款 本令又は他の法令中に反対の事項あるも十歳以下の幼年者は如何なる雇傭の場所に於ても労働者として傭入るゝことを得ず

第二款 故意に第一款の規定に違反せる傭主は本令に基づきて處罰す

第三十六條 労働者は本令に基づく口約又は契約によりて他人の負債怠慢又は蹉跌の責を負ひ當該口約又は契約の違反に對し本令に基づき賠償を爲す義務なし

第三十七條 第十七條所定の場合を除き労働者は當領到着以前に於て自己に對し又は自己の爲めに爲されたる前貸金或は自己の爲めに費されたる金額に對しては保護官の同意を得るに非ざれば當領内に於て労働を爲すべき契約を對償として責を負ふ義務なし

第三十八條 第一款 労働者は一週間六日以上又は引續き六時間以上又は後記の如く一日九時間以上の實際労働に服する義務なし

第二款 特殊なる場合に於ては傭主は保護官の書面を以てする認可を経て九時間以上又は第三十九條指定の一労働日程以上一日三時間以下労働者の生活に適する食料品の耕作の爲め適法に作業せしむることを得

時間外労働を爲せる時は半時間毎に通常一日分賃銀の十八分の一以上の割合を以て手當を受くる権利を有するものとする

第三十九條 第一款 傭主は労働者の同意を得て日を以てする労働に代ふるに請負作業を課することを得

前項作業は本令の目的又は之に基づく契約による一日作業量に相當することを要す

但し労働者は之により一日九時間以上の作業を強制せらるゝことなし

第二款 一定の仕事完了後は労働者にして望む時は他の勞役を始め又は續行することを得

第三款 本令の規定は傭主に於て使用労働者の同意を得て日を以て支拂ふ代りに作業量に應じて協定率を以て賃銀の支拂を爲すを妨ぐるものに非ず

第四十條 第一款 傭主はクンバイ(工牌)と稱する作業掲示板を各雇傭の場所又は其區域内の見易き所に掲ぐべし

傭主は工牌上に二日以上の間隔を置かず労働者の各自の作業量又は作業時間労働日の賃銀率及時間外労働量を記入すべし

第二款 本條の規定に違反する傭主は二十五弗以上の罰金に處す

第三款 本條の規定は之を支那人労働者にのみ適用す

第四十一條 左記の各項何れかに該當するときは傭主は労働者の賃銀支拂期到來するも之を履行するの要なし

- (一) 労働者の入獄言渡期間
 - (二) 刑務所往復に要せし期間
 - (三) 有罪の判決を受けたる事件に關し裁判所往復に要せし期間
- 但し此場合に於ては關係裁判所が労働者の裁判所出頭が公共の利益に何等の關係なき事を證明することを要す

第四十二條 一定の日に完了したる作業を日を以て數ふる作業として計算すべきや否やにつき傭主労働者間に紛議を生じたるときは之を保護官に提起すべし

前項の提起に關し保護官の爲したる判決は最終のものとする

第四十三條 食料の無料供給を労働者に約せる傭主は休日にも之を支給すべし

當然缺勤し得る場合亦同じ

第四十四條 本令を以て認むる場合を除き労働者が缺勤したるときは傭主は民事裁判所又は保護官が當事者何れかの告訴を受けて爲す命令に基づき當該労働者の賃銀より缺勤期間の支給食料價格を控除することを得

第四十五條 第一款 保護官又は保健官は適法に隨時各エステート、工場又は労働者の雇傭の場所に到り傭主若しくは労働者監督者或は労働者に對し直接に労働者に關する質問を爲すことを得

前項の場合に際しては傭主も監督者も労働者も僞りなく質問に答ふべし

第二款 前款の檢分の場合に労働者に關する犯罪の疑ありと信すべき正當の理由ありたる時及虐待又は本令の規定違反に對する不平の訴ありたる時は保護官或は其他検査官は直ちに當該労働者をエステート、工場或は雇傭の場所より連去り又は連去らしめ更に詳細に審問することを得

第四十六條 保護官は登記會計簿其他労働者或は之が雇傭に關する書類の検査を要求することを得

傭主が正當の理由なくして前記書類の提出を怠り又は拒みたるときは二百弗以下の罰金に處す

前項の理由は傭主に於て之を證明すべし

第四十七條 保護官は適時保健官を携へ又は單獨に労働者の居住し若しくは雇傭さるゝ總ての雇傭の場所に到り労働者の其目的の如何を問はず使用する家屋、病院、天幕小屋或は建物を檢分し労働狀況を審問し賃銀計算簿を調査することを得

前項の目的を達する爲め保護官は傭主に對し其契約せる總ての或は一部の労働者を連來らしめ又全賃銀計算簿を提出せしめて必要なりと認めたる事項に關し答辯せしむることを得

第四十八條 保護官は傭主をして指定形式による労働者の登記簿を作製して登記をなさしむる事を

得

第四十九條 傭主は労働者の死亡せる時は死亡の時より十二時間以内に最寄りの警察署又は首長に届出づべし

右届出を受けたる者は速かに之を保護官に報告すべし

第五十條 第一款 第四十八條による登記又は第四十九條所定の届出を怠りたる傭主は一件毎に二百弗以下の罰金に處す

第二款 保護官の手に在る證書にして前記報告の不提出なるか又は不正確なることを示せるものは該證書面記載の事實に對する一應の證據となるものなり

第五十一條 傭主に對し労働者或は之に代る保護官が本令に基づきて原告たるべき第一審の裁判につきては裁判費を負担するの要なし

判決の結果傭主有罪となれるときは傭主は裁判費並に其他訴訟手續に要せし費用を支辨すべきものとす

第五十二條 雇傭條件又は期間、計算の維持或は約定の満了に關し傭主と労働者間に紛議を生じたる時は保護官之が判決に任ずべし

保護官は判決に効果を與ふるに必要なりと考へたる命令を下すことを得

第五十三條 傭主が労働者を虐待し又は労働者との口約又は契約の條件を充たさざる時は豫告なくして該口約又は契約を解除するも差支へなし

第五十四條 第一款 労働者が命せられたる特殊の作業の遂行に肉體上不適當なること判明したる時は保護官は傭主との協議を経て雇傭の場所に於て自己の適當なりと認めたる他の作業或は勞役と代へしむることを得

第二款 裁判所又は保護官が遂行の義務なしと指定したる作業を労働者に強制したる傭主は百弗以下の罰金に處す

第四部 家 僕

第五十五條 第三部第二十八條乃至第三十二條の規定は之を家僕に適用す

第五部 物品賃銀制

第五十六條 労働者の雇傭又は労働者の労働遂行に關する總ての口約又は契約に於ては賃銀は法貨以外の支拂を禁ず

若し賃銀の全部又は一部を他の方法を以て支拂ふべき口約又は契約を爲したるときは該口約又は

契約は不法にして且無効なり

第五十七條 傭主は労働者雇傭口約又は契約に於て労働者の受けたる賃銀の消費場所、消費方法、消費相手に關する條件を加ふることを得ず

前項の條件を含む傭主労働者間の口約又は契約は不法にして且無効なり

第五十八條 本令に於て明白に反對の規定なき時は労働者の完了せる労働に對する賃銀は實際に法貨を以て支拂はれざるべからず

其他の形式によりて爲したる支拂は不法且無効なり

第五十九條 實際に法貨を以て支拂はざる賃銀額に對しては労働者は當國內の裁判所に於て回收を爲すことを得

前項賃銀額中には本令により適法に控除さるべき金額を含ます

第六十條 定期支拂に先だち賃銀の前貸を爲したるときは傭主は割引料、利子又は其他の形に於て控除をなすことを得ず

第六十一條 本令の規定によりて明白に別段の定めある場合を除き罰金、作業振の悪しきこと或は疎略なること或は傭主の器物又は其他財産に加へたる損害につき傭主は労働者の賃銀より控除を爲し又は爲すべき口約又は契約を爲し又は労働者より傭主に支拂を爲さしむることを得ず

第六十二條 本部の規定は共同の契約によりて作業をなす人の團體に適用せず

第六十三條 本部の規定は金錢を以て支拂ふ賃銀以外に傭主が勞役の報酬として別に食物住居又は其他の手当乃至特惠を與ふるを不法なりと爲すものに非ず

但し報酬として阿片或は酒類を與ふるを禁ず

第六十四條 第一款 本部の規定は傭主が労働者に米及食料品を販賣する爲めに販賣店を設置するを妨ぐるものに非ず

前項の販賣店を設置せんとするときは傭主は保護官より書面を以てする認可を受くべし
右認可は隨時取消すことを得るものとす

傭主が販賣店を設置せるときと雖其労働者をして當該店より米或は其他食料品を購買する口約又は契約を強制することを得ず

前項の口約又は契約は口頭によると文書によるとは之を問はず
販賣店に於ては酒類を販賣することを得ず

第二款 傭主は前款の規定によるに非ざれば其雇傭の場所に労働者に對する食料品販賣店を設置し又は維持し或は之が設置若しくは維持の認可を受くることを得ず

第六十五條 本部の規定又は本部に於て不法なりと定めたる事項に違反して傭主が口約又は契約を

締結し又は勞役の報酬を與へたる時は五百弗以下の罰金、再犯以降は一千弗以下の罰金に處す
本部の規定に違反して勞働者の賃銀より控除を爲すか勞働者より支拂を受け又は第六十四條第二
款に違反したる者亦同じ

第六十六條 第一款 傭主が本部の規定違反を以て告發せられたる時に自己の實際違反者なりとす
るものを指定の出頭時刻に裁判所に連行することを得

而して犯罪が實證せられたる後傭主が本部の規定遵守につき忠實なりし事及當該犯人が傭主の
知悉、同意又は默許なくして犯罪を構成したる事充分に判明せるときは裁判所は直ちに實際違
反者を處罰すべし

前項の場合にありては傭主は責を免るべし

第二款 規定違反を發見したる時保護官が當該傭主は本部の規定遵守につき忠實にして他の者が
違反者として且傭主の知悉同意又は默許なくして違反せるものなることを充分に認むる時は傭
主の第一審に先だち實際違反者と認めたる者に對し訴訟手續を執るべし

第六部 雇傭の場所に於ける勞働者の健康

第六十七條 傭主は自己の雇傭する勞働者に左記のものを支給することを要す

(イ) 充分にして且適當なる住居設備

(ロ) 充分なる良水の供給

(ハ) 充分にして且適當なる衛生設備

(ニ) 病院設備及備付品

(ホ) 病院内の醫療看護竝に食事

(ヘ) 良質の醫藥の充分なる供給

第六十八條 保護官は保健官の意見に従ひ第六十七條の規定實施に必要なりと認めたる規則を制定
することを得

第六十九條 第六十七條又は第六十八條に基づきて制定せられたる規則に違反せる傭主は二百五十
弗以下の罰金に處す

違反繼續するときは一日毎に五十弗の罰金を科すべし

第七部 勞働者雇傭に不適當なる場所

第七十條 第一款 勞働者が居住し又は雇傭せらるゝ雇傭の場所に在る住居及勞働者雇傭設備が勞
働者を増加するときは其目的に不充分なるか又は雇傭の場所に住居し又は雇傭せらるゝ勞働者

の健康又は状態が不満足なりと信すべき理由あるときは保護官は傭主に對し現在以上の労働者の傭入れを禁止すべき旨通知することを得

右通知ありたる後は労働者を傭入れ又は通知前に居住し又は傭せられたる労働者以外の者の居住を許すときは不法なり

第二款 傭主が保護官に對し傭働の場所に於ける労働者の住居及之が増加に對する設備が完成し又は傭働の場所に現在居住し又は傭せらるゝ労働者の健康及状態の改善を證明する時は保護官は第一項による命令を取消しすることを得

命令の取消ありたる時は傭主は労働者を傭入るゝことを得

第七十一條 第七十條に違反する傭働の場所に労働者の居住を許し又は労働者を傭せらる傭主は五百弗以下の罰金又は六箇月以下の禁錮に處す

七十二條 第一款 労働者の監督なきか又は傭働の場所につき規定せる監督が不充分なるか若しくは效力なくして労働者又は或種の労働者に對する虐待を防止する事能はずと認めたる時は保護官は傭主に要求して必要と認めたる監督を爲さしめ虐待を防止せしむべし
前項の要求を充たさざる時は保護官は詳細なる報告を總務長官に發し總務長官は之を國王殿下の下に提出すべし

右報告の提出を受けたる時は國王殿下は命令を發し或一定日以後當該傭働の場所に於て労働者若しくは或種の労働者の傭入れを禁止することを得

右命令が官報によりて發布せられたるときは同命令に指定の日以後取消しする迄は當該傭働の場所に労働者又は或種の労働者を傭働し又は之が居住を許可することを得ず

第二款 傭働の場所が労働者又は或種の労働者の傭働に不適なりと認めたる時は保護官は文書を以て總務長官に報告を爲し總務長官は之を國王殿下の下に提出すべし

第三款 傭主が命令作成に對する反對理由を示し又は證據を提出する機會を得るまでは本條に基づく命令を發せざるものとす

第四款 本條に基づきて發する命令の條件に違反せるものは一千弗以下の罰金に處す
違反繼續する時は一日に付二百弗の罰金を科す

第八部 労働者に對する犯罪

第七十三條 傭主が正當の理由なくして前條規定の方法により契約終了せるに拘らず労働者が勞役を去ることを拒みたるときは五十弗以下の罰金に處し罰金の支拂を怠るときは一箇月以下の禁錮

に處す

前項の拒絶理由は傭主之を證明することを要す

裁判所は此罰金の全部又は一部を労働者に支拂ふべき判決を下すことを得

第七十四條 傭主が本令により保護官の下に労働者が出頭するを妨げ又は本令所定の時迄に賃銀の支拂を怠りたるときは百弗以下の罰金に處す

第七十五條 本令に依る入場、検査、審問又は調査を故意に妨げたる傭主或は其他の者は二百弗以下の罰金又は六箇月以下の禁錮に處す

第七十六條 本令の規定又は之に基づきて制定せる規則に違反し而も其罪に關して特に罰則なきものにつきては初犯百弗以下再犯以上二百五十弗以下の罰金に處す

但し再犯は初犯と同一規定又は規則に對するものにして初犯後一箇年以内に爲したるものとす

第七十七條 第一款 本令に特に反對の定めある場合を除き本令に基づく犯罪の判決及罰金の取立は原告又は保護官若しくは保護官代理者の告訴ありたるとき民事裁判所に於て之を爲す

第二款 裁判所に於ては本令所定の罰則を除す所なく課することを得

第七十八條 保護官又は其書面による代理官は裁判所に赴き本令による訴訟事件に就き自己の意見を陳述することを得

第七十九條 第六部に基づく訴訟手續に於て本令又は本令によりて制定したる規則による責任が傭主又は其他の者に存せざることを證明するの責任は之を主張する者に存す

第八十條 保護官又は保護官の爲すべき義務を遂行し乃至は權力を行使する官吏が本令に基づく事件の調査の爲めに證據を筆記し又は覺書を作成し置きたるも死亡、轉退、其他の原因により調査を完了すること能はざるときは其後任官吏は其殘し置きたる證據を自己の作成せし如く取扱ひ事務を繼承すべし

第八十一條 總て傭主なる定義に於ける者が本令により罰金を科せられたる時は其罰金は他の回收方法を講ずると同時に雇傭の場所又は之に附屬する財産の差押へ及賣却により之を取立つ

附 則

第八十二條 第一款 國王殿下の裁可を経て總務長官は本令の規定實施に必要と認めたる細則の制定を爲すことを得

労働者の解雇

一、労働者が服務中左記の各項に該當するときは解雇することを得
無能力なる場合、常に懶惰なる場合、傭主の業務に重大なる障礙を生せんとしたる場合、正

當なる秩序に故意に遵はざる場合、重大なる道徳上の不行跡ありたる場合、不正直なる場合、泥酔狂亂せる場合、疾病にて全く労働不能となりたる場合、刑罰の判決ありたる場合、傭主に不遜の態度を示し毆打せんとしたる場合

二、無豫告解雇の最終手段を執るときには傭主は慎重なる考慮を廻らさざるべからず

労働者及家僕の不行跡が極めて明瞭に重大にして少くとも一人以上の當該事件に無關係の立場にある見證者の明瞭なる舉證あるに非ざれば傭主は一箇月間の賃銀を支拂ふを可とす

第二款 本條によりて制定せる細則に違反せる者は五百弗以下の罰金に處す

14.21
478

終